

# ユナイテッド・マルチ・マネージャー・ファンド1

販売用資料  
月次報告書

追加型株式投信/内外/資産複合/特殊型(絶対収益追求型) 愛称:新・フルーツ王国

作成基準日: 2026年1月30日

※お申込の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファイブスター投信投資顧問株式会社

## 運用実績等

※2018年1月22日に当ファンドの委託会社がファイブスター投信投資顧問株式会社に変更となりました。

| ファンド概要 |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 設定日    | 2001年03月12日                        |
| 信託期間   | 原則、無期限                             |
| 決算日    | 毎年3月、9月の各25日<br>(年2回)              |
| 信託報酬率  | 年 1.21%±0.2% 程度<br>(税抜 年1.100% 程度) |
| 基準価額   | 9,269円                             |
| 純資産総額  | 395,670,239円                       |

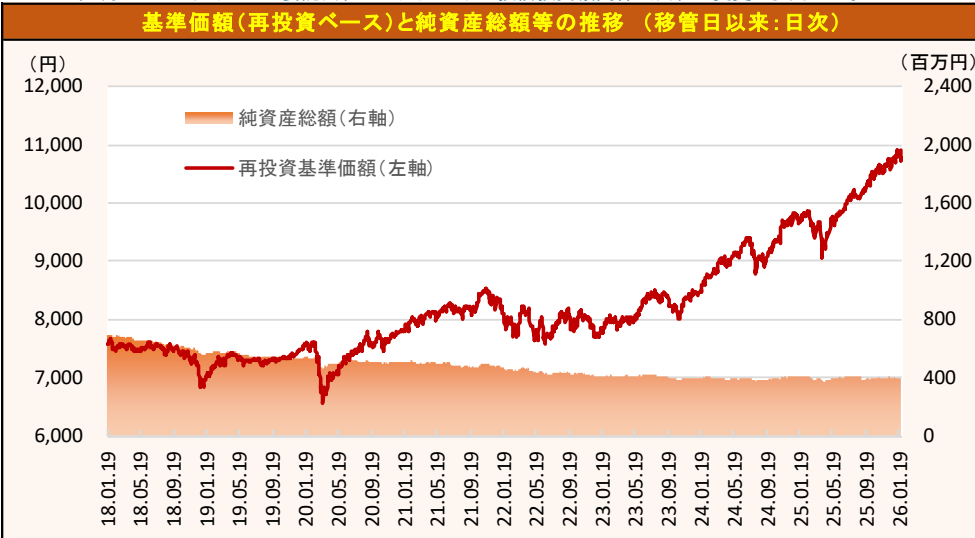
※決算日が休業日の場合は翌営業日となります。

| 期間別騰落率 |         |
|--------|---------|
| 過去1ヶ月  | +0.05%  |
| 過去3ヶ月  | +1.95%  |
| 過去6ヶ月  | +6.36%  |
| 過去1年   | +10.46% |
| 過去3年   | +35.97% |
| 設定来    | +8.04%  |

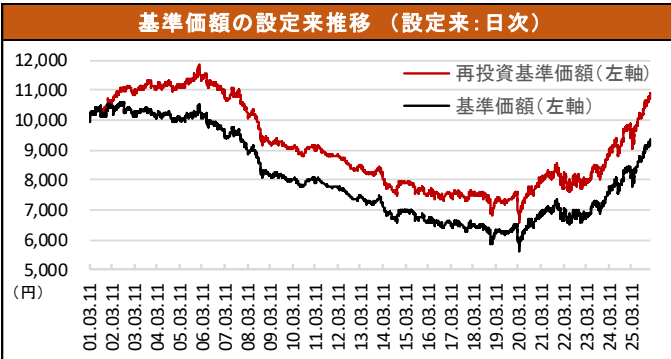
※税引前分配金を全額再投資したものととして計算しています。

| 分配実績(1万口当たり、税引前) |        |
|------------------|--------|
| 設定来合計            | 1,475円 |
| 第47期(2024年9月25日) | 0円     |
| 第48期(2025年3月25日) | 0円     |
| 第49期(2025年9月25日) | 0円     |

※直近3期分



※基準価額および再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の値です。詳細は後記の「ファンドの費用」をご覧ください。※再投資基準価額の推移は、税引前分配金を全額再投資したものととして算出しているため、実際の受益者利回りと異なります。



| 資産構成    |        |
|---------|--------|
| 戦略別     | 組入比率   |
| アルファ戦略  | 49.5%  |
| ベータ戦略   | 49.3%  |
| キャッシュ代替 | ±0.0%  |
| 現金など    | 1.1%   |
| 合計      | 100.0% |

※上記に記載の組入比率は小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

## 運用、市況の概況

今月の当ファンドの基準価額(税引前分配金を全額再投資)は、前月末比+0.05%の上昇率となりました。

主要国株価指数の月間騰落率は、NYダウ工業株30種平均指数が+1.7%、ナスダック総合指数が+0.9%、ストックス・ヨーロッパ600指数(STOXX Europe 600 (Price) Index)が+3.2%、TOPIX(東証株価指数)が+4.6%の上昇となりました。米国株式市場は、米軍のベネズエラ軍事行動による石油資源へのアクセス期待からエネルギー株が買われ、月前半は楽観的な見方が優勢でした。その後は、パウエルFRB(連邦準備制度理事会)議長への捜査報道に伴う利下げ慎重姿勢や、米国のグリーンランド取得構想を巡る欧米の緊張が重荷となり、上値が重くなりました。月後半はハイク決算への期待が支えとなる一方、次期FRB議長にタカ派のウォーシュ氏が指名されたことが嫌気され伸び悩みましたが、月を通しては上昇しました。日本株式市場は、為替介入警戒感による円高で自動車株などが売られる場面もありましたが、高市首相の解散観測を背景とした政策期待が高まり上昇しました。

主要国債券の長期債利回りは、米国債が4.24%、日本国債が2.24%、ドイツ国債が2.84%と、前月末との比較では、米国債、ドイツ国債は小幅な変動でしたが、日本の国債金利は上昇(債券価格は下落)となりました。米長期金利は、次期FRB議長にタカ派とされるウォーシュ氏が指名されたことに加え、トランプ大統領による欧州への追加関税表明を受けたデンマーク年金基金の米国債撤退観測などから、利回りに上昇圧力(価格には下落圧力)がかかる場面がありました。月を通しては小幅な動きにとどまりました。一方、日本の国債金利は、高市政権による積極的な政策遂行への観測や国内株高などを背景に上昇しました。

- アルファ戦略: 日本株マーケット・ニュートラル戦略では、「MASAMITSU日経225ニュートラルファンド」、および、「日本好配当株ニュートラルファンド2020-01」がプラス要因となり、アルファ戦略全体ではプラス寄与となりました。
- ベータ戦略: 「ファイブスター・ETFグローバル・バランス」は、米国のS&P500種指数のパフォーマンスに連動する投資成果を目指すETFや、貴金属の金に投資を行うETFなどがプラス要因となりましたが、米国を中心とするコンピューターやソフトウェア、インターネットなどの関連株で構成されるETFなどがマイナス要因となり、ベータ戦略全体ではマイナス寄与となりました。

ファンドの特色と指定投資信託証券の運用概況

ファンドの特色

- 様々な絶対収益追求型ファンドを中心に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。
- 委託会社が、優れていると判断した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行うことを基本とします。
- あらゆる投資環境に対応するため、投資を行うファンドを適宜見直しします。
- 年2回、3月25日および9月25日の決算時(当該日が休業日の場合は翌営業日)に収益の分配を行います。ただし、分配を行わない場合もあります。  
(注) 市場動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

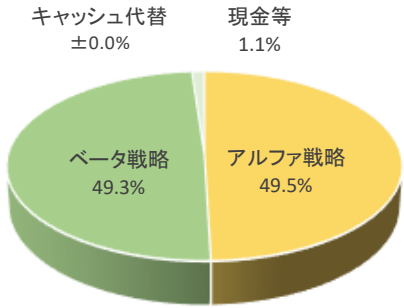
今月の運用状況

今月の運用状況(グラフ)

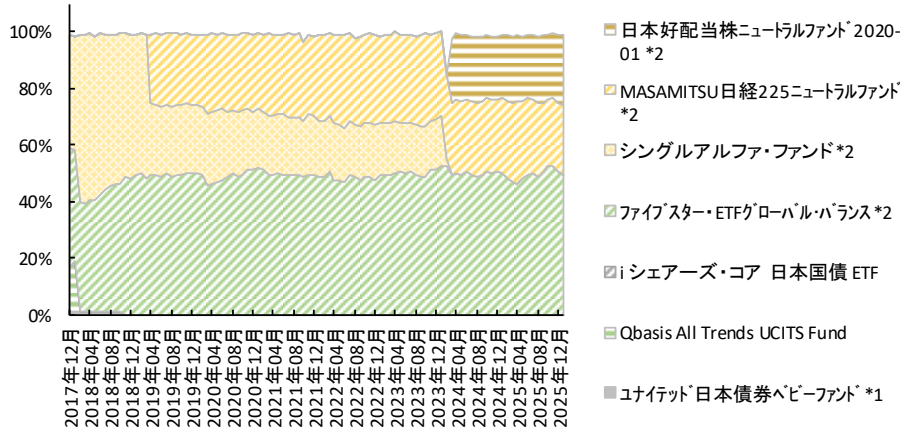
月末組入比率状況

| 内訳                                  | 組入比率   |
|-------------------------------------|--------|
| アルファ戦略                              | 49.5%  |
| MASAMITSU日経225ニュートラルファンド(適格機関投資家私募) | 24.8%  |
| 日本好配当株ニュートラルファンド2020-01(適格機関投資家私募)  | 24.7%  |
| ベータ戦略                               | 49.3%  |
| ファイブスター・ETFグローバル・バランス(適格機関投資家私募)    | 49.3%  |
| キャッシュ代替                             | ±0.0%  |
| i シェアーズ・コア 日本国債 ETF                 | ±0.0%  |
| その他                                 | 1.1%   |
| 合計                                  | 100.0% |

戦略別内訳



組入状況推移



● 指定投資信託証券の見直し

【採用】

2019年4月15日: 「MASAMITSU日経225ニュートラルファンド\*2」(アルファ戦略)、「MASAMITSU日本株戦略ファンド\*2」(ベータ戦略)を採用しました。  
2021年12月28日: 「i シェアーズ・コア 日本国債 ETF」(キャッシュ代替)を採用しました。  
2023年12月26日: 「MASAMITSUニュートラルファンド\*2」(アルファ戦略)、「日本好配当株ニュートラルファンド\*2020-01\*2」(アルファ戦略)を採用しました。

【除外】

2018年12月7日: 「Qbasis All Trends UCITS Fund - Class EI JPY」(ベータ戦略)を除外しました。  
2021年12月28日: 「ユナイテッド日本債券ベビーフンド\*1」(キャッシュ代替)を除外しました。  
2024年6月26日: 「シングルアルファ・ファンド\*2」(アルファ戦略)を除外しました。

\*1 ファンド名の「(適格機関投資家向け)」を省略して記載しております。  
\*2 ファンド名の「(適格機関投資家私募)」を省略して記載しております。

#### 投資リスク等

##### 基準価額の変動要因

**信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。**

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品(先物取引およびオプション取引等)などの値動きのある金融商品に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。**受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。**

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

##### 有価証券の株価変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

##### 金利変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、指定投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、指定投資信託証券が投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

##### 為替変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

##### デリバティブ取引等のリスク

当ファンドの指定投資信託証券の中には、デリバティブ取引等を利用しているものもあります。当該デリバティブ取引等の価格は、対象指数や対象資産等の市況、先物等の市場の需給等を反映して変動しますので、間接的に当ファンドの基準価額が変動する要因となります。デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

※(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

##### その他のご留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入れ替えや組入比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

##### 分配方針

毎年3月25日および9月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配収益対象が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

##### 当資料のご留意点

- 当資料は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。
- 当資料に記載の過去の運用成績、運用内容は将来の運用成果、運用内容を保証あるいは示唆するものではありません。
- 当資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入しているため合計の数値とは必ずしも一致しません。
- 当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 記載された市況や見通し等は作成日時点のものであり、将来の株価等の動きやファンドの将来の運用成果を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更される場合があります。
- 当資料をご覧いただくにあたっては、「投資リスク」、「その他の留意点」、及び「分配方針」を必ずご確認ください。お申込の際は、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書(交付目論見書)」を必ずご確認のうえ、お客様ご自身でご判断ください。

お申込メモ

|                           |                                                                                                                                   |
|---------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                      | [ 一般コース]<br>1口または1円単位として販売会社が定める単位<br>[ 分配金再投資コース]<br>1口または1円単位として販売会社が定める単位<br>[ 分配金再投資コース(確定拠出年金制度に基づくお申込みの場合)]<br>1円以上1円単位     |
| 購入価額                      | 購入申込日の翌営業日の基準価額(1 万口あたりで表示しています。)                                                                                                 |
| 購入代金                      | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                            |
| 換金単位                      | [ 一般コース]<br>1口単位として販売会社が定める単位<br>[ 分配金再投資コース(確定拠出年金制度に基づく場合も含みます。)]<br>1口または1円単位                                                  |
| 換金価額                      | 換金(解約)受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                               |
| 換金代金                      | 原則として換金(解約)受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                               |
| 申込締切時間                    | 原則として午後3時30分までに、販売会社が受け付けた分を当日のお申込み分とします。                                                                                         |
| 購入・換金<br>申込不可日            | 以下の日においては、購入および換金(解約)のお申込みができません。<br>・ニューヨークもしくはロンドンの取引所の休業日<br>・ニューヨークもしくはロンドンの銀行休業日<br>・欧州自動即時グロス決済システム(TARGET)の休業日             |
| 換金制限                      | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までをお願いします。                                                                              |
| 購入・換金<br>申込受付の<br>中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。                    |
| 信託期間                      | 原則として無期限(2001年3月12日設定)                                                                                                            |
| 繰上償還                      | この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生した場合等には、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。                       |
| 決算日                       | 年2回、毎年3月および9月の各25 日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                  |
| 収益分配                      | 年2回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。                                                                                                   |
| 信託金の限度額                   | ファンドの信託金の限度額は5,000 億円です。                                                                                                          |
| 公告                        | 原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.fivestar-am.co.jp/">https://www.fivestar-am.co.jp/</a> )に掲載します。              |
| 運用報告書                     | 毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。                                                                                            |
| 課税関係                      | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を <b>1.65%(税抜 1.50%)</b> として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。<br>※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | <b>ありません。</b>                                                                                                                                 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |                            |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------------------------|-----------------------------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                       | ファンドの日々の純資産総額に <b>年0.66%(税抜 年0.60%)</b> の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間<br>末日または信託終了のときに、信託財産から支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |      |                            |                                               |
|                                                                                                                                        | 当ファンドの運用管理費用<br>(信託報酬)(年率)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |      | 税込 年0.66%<br>(税抜 年0.60%)   | 運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率                         |
|                                                                                                                                        | 配分                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 委託会社 | 税抜 年0.20%                  | 委託した資金の運用の対価                                  |
|                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 販売会社 | 税抜 年0.35%                  | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンド<br>の管理、購入後の情報提供などの対価 |
|                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 受託会社 | 税抜 年0.05%                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                       |
|                                                                                                                                        | 投資対象とする投資信託証券                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |      | 税込 年0.55%( 税抜 年0.50%)      |                                               |
|                                                                                                                                        | 実質的な負担※                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |      | <b>年 1.21%( 税抜 年1.10%)</b> |                                               |
| ※ 当ファンドが投資する投資信託証券の信託報酬率を、投資配分比率で加重平均して計算した概算値です。ただし、この値はあくまで目安であり、当ファンドにおける実際の投資信託証券の組入状況等によって± 0.2%程度変動しますので、受益者が負担する実質的な信託報酬も変動します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |      |                            |                                               |
| その他の費用・<br>手数料                                                                                                                         | 諸費用として、以下の費用等が信託財産から支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |      |                            |                                               |
|                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"><li>● 組入有価証券取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)</li><li>● 信託財産に関する租税</li><li>● 監査費用</li><li>● 計理およびこれに付随する業務に係る費用</li><li>● 目論見書等の作成および交付に係る費用</li><li>● 運用報告書の作成および交付に係る費用</li><li>● 公告に係る費用</li><li>● 法律顧問および税務顧問に係る報酬および費用等</li></ul> <p>なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。<br/>また、投資する投資信託証券の一部には、実績報酬が発生するものがある場合があります。その場合には、当該投資信託証券の信託財産中から支払われます。</p> <p>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。<br/>※ これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。</p> |      |                            |                                               |

ファンドの関係法人

|                                                                                     |                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委託会社: 信託財産の運用指図等を行います。                                                              | 委託会社の照会先                                                                                                                                           |
| ファイブスター投信投資顧問株式会社<br>金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第2266号<br>一般社団法人投資信託協会会員 一般社団法人日本投資顧問業協会会員 | ホームページアドレス<br><a href="https://www.fivestar-am.co.jp/">https://www.fivestar-am.co.jp/</a><br>お客様デスク<br>03-3553-8711<br>(受付時間:委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで) |
| 受託会社: 信託財産の保管・管理業務等を行います。                                                           |                                                                                                                                                    |
| 三菱UFJ 信託銀行株式会社                                                                      |                                                                                                                                                    |
| 販売会社: 受益権の募集・販売の取扱い、換金(解約)事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。                              |                                                                                                                                                    |

| 販売会社の名称等                                   |          |                  |         |                     |                     |                        |
|--------------------------------------------|----------|------------------|---------|---------------------|---------------------|------------------------|
| お取り扱い 販売会社一覧                               |          | 登録番号             | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品取引業協会 |
| 株式会社足利銀行                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第43号   | ●       |                     | ●                   |                        |
| 株式会社荘内銀行                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第6号    | ●       |                     |                     |                        |
| 株式会社鳥取銀行                                   | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第3号    | ●       |                     |                     |                        |
| 株式会社北海道銀行                                  | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第1号   | ●       |                     | ●                   |                        |
| 株式会社三十三銀行                                  | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第16号   | ●       |                     |                     |                        |
| ソニー銀行株式会社                                  | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第578号  | ●       |                     | ●                   | ●                      |
| SMBC日興証券株式会社<br>(ダイレクトコース専用)               | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2251号 | ●       | ●                   | ●                   | ●                      |
| 井井証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ●       |                     | ●                   |                        |
| マネックス証券株式会社                                | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ●       | ●                   | ●                   | ●                      |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第10号   | ●       |                     | ●                   |                        |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第633号  | ●       |                     |                     |                        |
| 株式会社SBI証券                                  | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ●       |                     | ●                   | ●                      |
| 楽天証券株式会社                                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ●       | ●                   | ●                   | ●                      |
| 空知信用金庫                                     | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第21号  |         |                     |                     |                        |
| 北海道信用金庫                                    | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第19号  |         |                     |                     |                        |
| 旭川信用金庫                                     | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第5号   |         |                     |                     |                        |
| 大地みらい信用金庫                                  | 登録金融機関   | 北海道財務局長(登金)第26号  |         |                     |                     |                        |
| 杜の都信用金庫                                    | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第39号   |         |                     |                     |                        |
| 石巻信用金庫                                     | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第25号   |         |                     |                     |                        |
| 白河信用金庫                                     | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第36号   |         |                     |                     |                        |
| ひまわり信用金庫                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第49号   |         |                     |                     |                        |
| あぶくま信用金庫                                   | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第24号   |         |                     |                     |                        |
| 二本松信用金庫                                    | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第46号   |         |                     |                     |                        |
| 福島信用金庫                                     | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第50号   |         |                     |                     |                        |
| 高崎信用金庫                                     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第237号  |         |                     |                     |                        |
| 桐生信用金庫                                     | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第234号  |         |                     |                     |                        |
| アイオー信用金庫                                   | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第230号  |         |                     |                     |                        |

※加入している金融商品取引業協会を ●で表示しています。  
※上記の表は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から細心の注意を払い作成したものです、その正確性、完全性を保証するものではありません。

※お申込の際は、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご覧ください。

ファイブスター投信投資顧問株式会社

ファンドの関係法人

| 販売会社の名称等     |        |                 |         |                         |                         |                            |
|--------------|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| お取り扱い 販売会社一覧 |        | 登録番号            | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 足利小山信用金庫     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第217号 |         |                         |                         |                            |
| 烏山信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第222号 |         |                         |                         |                            |
| 結城信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第228号 |         |                         |                         |                            |
| 川口信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第201号 |         |                         |                         |                            |
| 千葉信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第208号 |         |                         |                         |                            |
| さがみ信用金庫      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第191号 |         |                         |                         |                            |
| 朝日信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第143号 | ●       |                         |                         |                            |
| 芝信用金庫        | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第158号 |         |                         |                         |                            |
| 西武信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第162号 | ●       |                         |                         |                            |
| 瀧野川信用金庫      | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第168号 |         |                         |                         |                            |
| 甲府信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第215号 |         |                         |                         |                            |
| 長野信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第256号 | ●       |                         |                         |                            |
| 松本信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第257号 |         |                         |                         |                            |
| 飯田信用金庫       | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第252号 |         |                         |                         |                            |
| アルプス中央信用金庫   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第251号 |         |                         |                         |                            |
| 金沢信用金庫       | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第15号  | ●       |                         |                         |                            |
| のと共栄信用金庫     | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第30号  |         |                         |                         |                            |
| 敦賀信用金庫       | 登録金融機関 | 北陸財務局長(登金)第15号  |         |                         |                         |                            |
| 静岡信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第43号  |         |                         |                         |                            |
| 沼津信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第59号  |         |                         |                         |                            |
| 東濃信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第53号  | ●       |                         |                         |                            |
| 岡崎信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第30号  | ●       |                         |                         |                            |
| 西尾信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第58号  | ●       |                         |                         |                            |
| 尾西信用金庫       | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第63号  |         |                         |                         |                            |
| 北伊勢上野信用金庫    | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第34号  |         |                         |                         |                            |
| 桑名三重信用金庫     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第37号  |         |                         |                         |                            |
| 湖東信用金庫       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第57号  |         |                         |                         |                            |
| 京都信用金庫       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第52号  | ●       |                         |                         |                            |
| 京都中央信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第53号  | ●       |                         |                         |                            |
| 京都北都信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第54号  |         |                         |                         |                            |
| 永和信用金庫       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第43号  |         |                         |                         |                            |
| 北おおさか信用金庫    | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第58号  |         |                         |                         |                            |
| 奈良中央信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第72号  |         |                         |                         |                            |
| きのくに信用金庫     | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第51号  |         |                         |                         |                            |
| 尼崎信用金庫       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第39号  | ●       |                         |                         |                            |
| 中兵庫信用金庫      | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第70号  |         |                         |                         |                            |
| 米子信用金庫       | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)50号   |         |                         |                         |                            |

※加入している金融商品取引業協会を●で表示しています。  
※上記の表は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から細心の注意を払い作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

ファンドの関係法人

| 販売会社の名称等     |        |                 |         |                         |                         |                            |
|--------------|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
| お取り扱い 販売会社一覧 |        | 登録番号            | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 呉信用金庫        | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)25号   |         |                         |                         |                            |
| しまなみ信用金庫     | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)20号   |         |                         |                         |                            |
| 西中国信用金庫      | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)29号   |         |                         |                         |                            |
| 高松信用金庫       | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第20号  |         |                         |                         |                            |
| 観音寺信用金庫      | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第17号  |         |                         |                         |                            |
| 愛媛信用金庫       | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第15号  |         |                         |                         |                            |
| 福岡ひびき信用金庫    | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第24号 | ●       |                         |                         |                            |
| 飯塚信用金庫       | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第16号 |         |                         |                         |                            |
| 遠賀信用金庫       | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第21号 |         |                         |                         |                            |
| 熊本中央信用金庫     | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第15号  |         |                         |                         |                            |
| 高鍋信用金庫       | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第28号  |         |                         |                         |                            |
| 鹿児島信用金庫      | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第25号  |         |                         |                         |                            |
| 鹿児島相互信用金庫    | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第26号  |         |                         |                         |                            |

※加入している金融商品取引業協会を●で表示しています。  
※上記の表は、ファイブスター投信投資顧問株式会社が基準日時点で知りうる信頼性が高いと判断した情報等から細心の注意を払い作成したのですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。